

令和 7 年 5 月 1 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和 7 年 5 月 1 日（木） 16 時 00 分から 16 時 50 分まで
- 2 会議場所 長崎市役所 5 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名 第 23 号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
第 24 号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過）
第 25 号議案 長崎市投票所タクシー移動費助成金事業実施要綱の制定について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委 員 長	【16：00 開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事 務 局	【第 23 号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第 28 条第 1 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、510 人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 242 人 女 269 人 計 511 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 23 号議案可決）
委 員 長 委 員	【第 24 号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過） 公職選挙法第 28 条第 2 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、488 人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 258 人 女 231 人 計 489 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 24 号議案可決）
事 務 局	【第 25 号議案】長崎市投票所タクシー移動費助成金事業実施要綱の制定について 長崎市投票所タクシー移動費助成金事業の実施に伴い、必要な事項を定めた長崎市投票所タクシー移動費助成金事業実施要綱を制定する。
委 員	制定後は、運用について検討していくとのことだが、具体的にどのようなことを検討するのか。
事 務 局	国の郵便投票は、要介護者については要介護 5 の方のみが対象となっていることから、今回の制度は国の制度の対象とならない要介護 4 の方を対象と

委員長	している。したがって、国の郵便投票制度の対象が全選連で要望しているとお り要介護３の方まで拡大されれば、今回の制度は廃止する方向で検討したい と考えている。また、国の制度が拡大されない場合、今回は事前アンケート で移動を主に支援する介護事業者の対応が人手の点などから懸念されると の声があったことから要介護４の方のみを対象としているが、介護事業者や 介護タクシー事業者の対応状況や選管の受付事務等の状況をみて可能なよう であれば、対象を介護３などの方へ拡大するといった検討も考えている。 要綱の制定を承認してよいか。 異議なし。 (第２５号議案可決) これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【１６：５０閉会】
------------	---